

# 平成 30 年住宅・土地統計調査の概要

## 調査の目的

- 我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和 23 年以来 5 年ごとに行っており、平成 30 年調査はその 15 回目に当たる。

## 調査の概要

- 調査日：平成30年10月1日 午前零時現在
- 調査地域：全国の平成27年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において平成30年2月1日現在により設定した単位区のうち、約22万単位区について調査を実施する。
- 調査対象：平成30年10月1日現在、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約370万住戸・世帯）
- 調査事項：[住宅等に関する事項]  
居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方など  
[世帯に関する事項]  
世帯の構成（世帯人員数、性別、年齢等）、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項（安全性、快適性等）、現住居以外の住宅及び土地に関する事項など
- 調査の流れ：



## 結果の利用

- 国及び都道府県が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 都市計画、土地利用計画、住宅マスタープラン等の企画・立案
- 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計
- 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究

## 今回調査のポイント

- 世帯が所有している空き家の所有状況等の実態を把握
  - ・住環境対策として空き家対策の重要性が高まっており、「住生活基本計画」（国土交通省）において空き家の成果指標が設定されたことから、世帯調査票に空き家に関する調査事項を追加
- オンライン調査の推進、郵送提出の導入
  - ・スマートフォン版の構築、提出状況管理システムの構築、テクニカルサポートの導入
  - ・二段階配布方式（調査対象者IDを紙の調査票より先行して配布する方法）の導入
  - ・郵送により地方公共団体に提出できる仕組みの導入